



# 神戸市公報

発行所 神戸市中央区加納町6丁目5番1号  
 神戸市役所  
 編集兼印刷発行人 神戸市長  
 発行日 毎週火曜日

## 目次 告示

- ▽本市の事務の用に供する事務所の掲示場の指定 [行財政局税務部税制企画課] 2418
- ▽地縁による団体の認可についての告示事項の変更（上津台6丁目自治会） [企画調整局参画推進課] 2418
- ▽生活保護法等による指定医療機関の指定 [福祉局保護課] 2419
- ▽生活保護法等による指定医療機関の事業の廃止 [福祉局保護課] 2419
- ▽生活保護法等による指定医療機関の名称等の変更 [福祉局保護課] 2419
- ▽生活保護法等による指定介護機関の事業の廃止 [福祉局保護課] 2420
- ▽生活保護法等による施術者の指定 [福祉局保護課] 2420
- ▽生活保護法等による指定施術者の指定の辞退 [福祉局保護課] 2421
- ▽道路法による道路の区域変更及び供用開始（市道 塩屋丸山線） [建設局道路管理課] 2421

## 公 告

- ▽一般競争入札による契約の締結（土地の売却） [行財政局資産活用課] 2422
- ▽神戸農業振興地域整備計画の軽微な変更 [経済観光局農政計画課] 2425
- ▽建築基準法第86条の2第6項の規定による一団地の区域の認定 [建築住宅局建築安全課] 2426
- ▽都市公園の区域の変更（御影山手公園） [建設局公園部管理課] 2426
- ▽都市計画の変更に伴う都市計画案の縦覧（神戸国際港都建設計画用途地域ほか） [都市局都市計画課] 2426
- ▽神戸市情報公開制度にかかる令和3年度運用状況の公表 [市長室市民情報サービス課] 2427
- ▽神戸市個人情報保護制度にかかる令和3年度運用状況の公表 [市長室市民情報サービス課] 2428

- ▽特定調達契約に係る落札者の決定（神戸市下水道施設・設備情報システム再構築業務一式） [建設局下水道部経営管理課] 2429
- ▽開発行為に関する工事の完了（垂水区泉が丘5丁目） [都市局都市計画課] 2429

## 水 道 局

- ▽神戸市指定給水装置工事事業者の再開 [水道局配水課] 2430

## 教 育 委 員 会

- ▽神戸市立学校施設目的外使用規則の一部を改正する規則 [教育委員会事務局総務課] 2431

告 示
-----

**神戸市告示第471号**

神戸市市税条例（昭和25年8月条例第199号）第12条及び神戸市介護保険条例（平成12年3月条例第98号）第25条の規定により、本市の事務の用に供する事務所の掲示場を次のように指定する。

令和4年10月26日

神戸市長 久元喜造

- 1 神戸市市税条例第12条に規定する市長が指定する本市の事務の用に供する事務所の掲示場は、新長田合同庁舎（神戸市長田区二葉町5丁目1番32号に存する行財政局税務部の事務の用に供する事務所をいう。以下同じ。）又は区役所の掲示場とする。
- 2 介護保険料の滞納整理に係る書類に関して、神戸市介護保険条例第25条に規定する市長が指定する本市の事務の用に供する事務所の掲示場は、新長田合同庁舎又は区役所の掲示場とする。

**神戸市告示第472号**

次の地縁による団体について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和4年10月26日

神戸市長 久元喜造

**1 届け出た地縁による団体****(1) 名称**

上津台6丁目自治会

**(2) 主たる事務所**

神戸市北区上津台6丁目16番24号

**(3) 代表者の氏名**

金原 功治

**(4) 代表者の住所**

神戸市北区上津台6丁目16番24号

**2 変更があった事項及びその内容****(1) 主たる事務所の所在地**

「神戸市北区上津台6丁目2番5号」を「神戸市北区上津台6丁目16番24号」に改める。

**(2) 代表者の氏名**

「鈴木 勘之助」を「金原 功治」に改める。

**(3) 代表者の住所**

「神戸市北区上津台6丁目2番5号」を「神戸市北区上津台6丁目16番24号」に改める。

3 変更の年月日  
令和4年3月20日

**神戸市告示第476号**

次の医療機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の指定をしたので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和4年11月8日

神戸市長 久元喜造

名称	所在地	指定年月日
ふらすてっぷ定期巡回・随時対応型訪問介護看護	神戸市中央区宮本通6丁目1番28号	令和4年7月1日

**神戸市告示第477号**

次の指定医療機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、当該指定医療機関の事業を廃止したとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和4年11月8日

神戸市長 久元喜造

名称	所在地	廃止年月日
鈴木内科医院	神戸市西区学園東町6丁目7番7号	令和4年10月1日
有限会社足立調剤薬局中原店	神戸市灘区中原通4丁目1番1号	令和4年9月30日
つくし薬局	神戸市兵庫区東山町1丁目12番23号	令和4年9月30日
サポート薬局	神戸市兵庫区下沢通7丁目1番31号	令和4年9月30日

**神戸市告示第478号**

次の指定介護機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、当該指定介護機関の名称等に変更があったとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和4年11月8日

神戸市長 久元喜造

当該変更にかかる介護事業所の名称	当該変更にかかる介護事業所の所在地	介護事業者の名称	介護事業者の主たる事務所の所在地	変更年月日	サービス種類
株式会社セリオ神戸福祉用具貸与事業所	(新) 神戸市長田区一番町5丁目8番2号 (旧) 神戸市長田区松野通4丁目6番11号	株式会社セリオ	静岡県浜松市北区東三方町258番地1号	令和4年9月12日	福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与

## 神戸市告示第479号

次の指定介護機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、当該指定介護機関の事業を廃止したとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和4年11月8日

神戸市長 久元喜造

当該廃止にかかる介護事業所の名称	当該廃止にかかる介護事業所の所在地	介護事業者の名称	介護事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日	サービス種類
つくし薬局	神戸市兵庫区東山町1丁目12番23号	有限会社あおば	神戸市兵庫区羽坂通1丁目1番11号	令和4年9月30日	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導

## 神戸市告示第480号

次の施術者について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配

偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の指定をしたので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和4年11月8日

神戸市長 久元喜造

1 柔道整復師

施術所の名称	施術者の氏名	施術所の所在地	指定年月日
ZERO鍼灸整骨院	松本 侑也	神戸市垂水区名谷町1860番1	令和4年10月1日

神戸市告示第481号

次の指定を受けた施術者について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、当該指定を受けた施術者の事業を廃止したとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和4年11月8日

神戸市長 久元喜造

1 柔道整復師

施術所の名称	施術者の氏名	施術所の所在地	廃止年月日
あわた整骨院	栗田 裕太郎	神戸市灘区水道筋5丁目3番4号	令和4年9月26日

神戸市告示第482号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、令和4年11月9日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和4年11月22日まで一般の縦覧に供する。

令和4年11月8日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

道路の種類	路線名	区間	新旧別	延長 (メートル)	幅員 (メートル)
市道	塩屋丸山線	神戸市垂水区塩屋町4丁目 465番3地先から	新	31.70	最大 12.80 最小 5.00
		神戸市垂水区塩屋町4丁目 537番3まで	旧	31.70	最大 5.00 最小 5.00

公 告
-----

**神戸市公告第233号**

一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号。以下「規則」という。）第4条の規定により、次のとおり公告します。

令和4年10月21日

神戸市長 久 元 喜 造

**1 入札に付する事項**

土地（所在地、地目、面積、用途地域、予定価格及び入札保証金 別表のとおり）の売払い

**2 入札に参加する者に必要な資格**

次の各号のいずれかに該当する者は、入札に参加することができません。

(1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

(2) 神戸市における不動産の売払いに係る契約手続において次の事項のいずれかに該当すると神戸市が認めたときから2年を経過しない者。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とします。

ア 競争入札において、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

イ 落札者が契約を締結すること又は契約の相手方が契約を履行することを妨げたとき。

ウ 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。

エ 落札したにもかかわらず正当な理由がなくて契約を締結しなかったとき。

オ 神戸市における競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

(3) 買受けた土地を、暴力団その他の反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用する等公序良俗に反する用に使用しようとする者

(4) 次の事項のいずれかに該当すると認められる者

ア 神戸市から直接に、又は第三者を経由して不動産を買受け、又は借受けた者で、当該不動産に係る公序良俗に反する使用の禁止の定めに違反した者

イ アに該当する法人その他の団体の代表者、理事、取締役、支配人その他これらに類する地位（以下「代表者等の地位」という。）に現にある者及び違反時にあった者

ウ ア又はイに該当する者が代表者等の地位にある法人その他の団体

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員若しくは役員又は実質的に経営に関与する者が暴力団員である法人等、その他暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者（神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱（平成22年5月26日市長決定）第5条に該当する者）

**3 入札に必要な書類を示す場所**

神戸市中央区加納町6丁目5番1号（郵便番号650-8570）

神戸市役所本庁舎1号館17階

神戸市行財政局資産活用課（電話番号078-322-5142）

（以下「資産活用課」という。）

#### 4 入札の参加に関する要領の公開時期及び公開方法

##### (1) 公開時期

令和4年10月21日（金）より公開

##### (2) 公開方法

ホームページにて公開（<http://www.city.kobe.lg.jp/information/publicsell/sell/>）

#### 5 入札参加申込みの日時及び場所

##### (1) 入札参加申込みの日時

令和4年10月21日（金）から11月11日（金）まで（神戸市の休日を定める条例第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く。）午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

##### (2) 入札参加申込みの場所

資産活用課

##### (3) 入札参加申込みに関する事項

入札への参加は、上記5(1)の期間内に申込みをした者に限ります。

#### 6 入札の日時、場所及び方法

##### (1) 入札の日時

令和4年12月16日（金）から12月23日（金）まで（神戸市の休日を定める条例第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く。）午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

##### (2) 入札の場所

資産活用課

##### (3) 入札の方法

本市が交付する所定の入札書により入札すること（郵送又は持参すること。）。

#### 7 開札の日時及び場所

##### (1) 開札の日時

令和5年1月11日（水）午前9時30分より

##### (2) 開札の場所

神戸市中央区加納町6丁目5番1号

神戸市役所本庁舎1号館24階 1241会議室

#### 8 入札保証金に関する事項

(1) 入札保証金の額は、別表のとおりとします。

(2) 入札に参加する者は、事前に、本市が交付する所定の納入通知書により入札保証金を納付してください。

#### 9 入札の無効に関する事項

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

(1) 「入札書」が所定の日時を過ぎて到着したとき。

(2) 「入札参加申込書兼誓約書」もしくは「入札保証金提出書」の提出がないとき。

- (3) 最低売却価格（予定価格）に達しない金額をもって入札したとき。
- (4) 「入札書」の金額その他主要な事項の記載が確認し難いとき。
- (5) 「入札書」に記名及び押印がないとき。
- (6) 「入札書」の金額のはじめの数字の前に「¥」マークがないとき。
- (7) 一の入札に対して2通以上の「入札書」を提出したとき。
- (8) 入札保証金を納付せず、又はその金額に不足があるとき。
- (9) 代理人による入札の場合において、「委任状」を提出しないとき。
- (10) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (11) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (12) 本市から交付された「入札書」以外の入札書により入札したとき。
- (13) 鉛筆、シャープペンシルその他の訂正の容易な筆記具により「入札書」に記入したとき。
- (14) 「入札書」の金額を訂正した場合において訂正印の押印がないとき。
- (15) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

#### 10 その他

- (1) 本件契約には、利用に関して次の条件を付します。詳細については、実施要領で確認してください。

ア 公序良俗に反する使用の禁止

イ 風俗営業等の禁止

- (2) 落札者の決定の方法

落札者は、規則第10条の規定により定めた予定価格以上の価格のうち、最高の価格をもって入札をした者とします。落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、くじにより落札者を決定します。

- (3) 契約締結の手続

契約の締結は、令和5年2月8日（水）までに行います。

#### 別 表

No.	所在地	地目	面積 (㎡)	用途地域	予定価格 (円)	入札保証金 (円)
1	神戸市中央区下山手通5丁目9番10	宅地	268.73	商業地域	32,500,000	2,500,000
2	神戸市兵庫区吉田町1丁目61番17	宅地	224.37	第2種住居地域	40,600,000	3,100,000
3	神戸市兵庫区吉田町1丁目65番8	宅地	276.93	第2種住居地域	50,700,000	3,900,000
4	神戸市兵庫区吉田町1丁目71番4	宅地	106.98	第2種住居地域	21,500,000	1,700,000
5	神戸市兵庫区吉田町1丁目74番12	宅地	62.35	第2種住居地域	12,400,000	1,000,000
6	神戸市兵庫区吉田町2丁目139番3	宅地	178.04	第2種住居地域	34,400,000	2,600,000
7	神戸市兵庫区吉田町2丁目139番7	宅地	63.89	第2種住居地域	12,300,000	1,000,000
8	神戸市兵庫区吉田町2丁目152番1	宅地	63.20	第2種住居地域	12,800,000	1,000,000
9	神戸市兵庫区吉田町2丁目152番13	宅地	49.18	第2種住居地域 近隣商業地域	9,400,000	800,000
10	神戸市兵庫区吉田町2丁目167番2	宅地	192.12	第2種住居地域	37,800,000	2,900,000
11	神戸市兵庫区金平町1丁目71番10	宅地	219.91	第2種住居地域	42,400,000	3,200,000
12	神戸市兵庫区金平町1丁目86番16	宅地	57.82	第2種住居地域	10,900,000	900,000



13	神戸市兵庫区御崎町2丁目68番15	宅地	43.95	近隣商業地域	8,200,000	700,000
14	神戸市兵庫区浜中町1丁目74番16	宅地	65.85	第2種住居地域 近隣商業地域	13,100,000	1,000,000
15	神戸市兵庫区浜中町1丁目75番16	宅地	53.71	第2種住居地域	9,700,000	800,000
16	神戸市兵庫区浜中町2丁目66番7	宅地	68.79	第2種住居地域	14,100,000	1,100,000
17	神戸市兵庫区浜中町2丁目66番19	宅地	88.79	第2種住居地域	17,700,000	1,400,000
18	神戸市兵庫区浜中町2丁目71番11	宅地	101.55	第2種住居地域	17,300,000	1,300,000
19	神戸市長田区駒ヶ林町1丁目99番1	宅地・私道	206.63	第1種住居地域	13,700,000	1,100,000
20	神戸市長田区大橋町2丁目6番3	宅地	260.16	近隣商業地域	59,600,000	4,500,000
21	神戸市長田区水笠通1丁目110番9	宅地	77.97	近隣商業地域	14,900,000	1,200,000
22	神戸市長田区松野通4丁目103番2	宅地	176.96	準工業地域	39,100,000	3,000,000
23	神戸市西区押部谷町高和字奥ノ垣内26番3	宅地	128.43	市街化調整区域	1,100,000	100,000
24	神戸市西区樫谷町友清字大山谷540番、78番7、82番3	雑種地	130.21	市街化調整区域	1,200,000	100,000
25	神戸市西区富士見が丘2丁目6番4	宅地	181.64	第1種低層住居専用地域	6,000,000	500,000

神戸市公告第239号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地につき農業振興地域の整備に関する法律施行令（昭和44年政令第254号）第10条第1項に規定する神戸農業振興地域整備計画に係る軽微な変更をしたので、同法第13条第4項において準用する同法第12条第1項の規定により、次のとおり公告します。

令和4年10月26日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

土地の表示						変更内容
市	区	町	字	地番	面積	
神戸	北	道場町日下部	池ノ尻	281番のうち 別図の斜線部分	2,147㎡のうち 72㎡	農業用施設用地に 用途区分を変更す る。
神戸	西	伊川谷町上脇	平山	947番3のうち 別図の斜線部分	994㎡のうち 196㎡	農用地区域から除 外する。

別図は省略する。

**神戸市公告第240号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の2第1項の規定により、次に掲げる公告認定対象区域内における同法第86条第1項又は第2項の規定により同一敷地内にあるものとみなされる建築物（以下「同一敷地内認定建築物」という。）以外の建築物の位置及び構造が、当該公告認定対象区域内の他の同一敷地内認定建築物の位置及び構造との関係において安全上、防火上及び衛生上支障がない旨の認定をしたので同法第86条の2第6項の規定により公告します。

なお、当該公告認定対象区域を表示した図書は、神戸市建築住宅局建築指導部建築安全課に備え置いて、一般の縦覧に供します。

令和4年10月27日

(特定行政庁) 神戸市長 久元喜造

**公告認定対象区域**

神戸市須磨区菅の台1丁目3番1～3番85

**神戸市公告第244号**

都市公園の区域を変更するので、神戸市都市公園条例（昭和33年3月条例第54号）第3条の規定により、次のとおり公告します。

令和4年11月8日

神戸市長 久元喜造

**1 区域を変更する都市公園****(1) 名称、位置及び区域**

名 称	位 置	区 域	備 考
御影山手公園	東灘区御影山手3丁目	神戸市建設局公園部管理課備付けの図面のとおり	拡張

**(2) 供用開始の年月日**

令和4年11月8日

**神戸市公告第245号**

都市計画を変更したいので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告するとともに、当該都市計画の案を令和4年11月8日から令和4年11月22日まで公衆の縦覧に供します。

なお、市民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該都市計画の案について神戸市に意見書を提出することができます。

令和4年11月8日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

1 都市計画の種類	2 都市計画を変更する土地の区域
神戸国際港都建設計画用途地域	〈用途地域〉 神戸市の一部
神戸国際港都建設計画特別用途地区	〈すまい・まちなみ形成地区〉 神戸市の一部
神戸国際港都建設計画高度地区	〈高度地区〉 神戸市の一部

3 都市計画の案の縦覧場所

神戸市中央区浜辺通2丁目1番30号

三宮国際ビル6階

都市局都市計画課

神戸市公告第246号

神戸市情報公開条例（平成13年7月条例第29号）第31条の規定により、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの情報公開制度の各実施機関の運用状況を次のとおり公表します。

令和4年11月8日

神戸市長 久元喜造

公文書公開請求及び審査請求の状況

実施機関	公文書公開請求の状況					審査請求の状況					
	請求件数	処理状況				請求件数	処理状況				
		公開	部分公開	非公開	文書の不存在等		認容	一部認容	棄却	却下	取下げ等
市長	907	202	602	8	95	11	-	-	2	2	6
議会の議長	4	-	-	-	4	-	-	-	-	-	-
水道事業管理者	12	2	8	-	2	-	-	-	-	-	-
交通事業管理者	18	6	10	-	2	-	-	-	-	-	-
消防長	22	6	12	-	4	-	-	-	-	-	-
教育委員会	47	9	24	3	11	2	-	1	-	-	2
選挙管理委員会	17	2	9	-	6	1	1	-	-	-	-
人事委員会	3	-	1	-	2	-	-	-	-	-	-
監査委員	2	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-
農業委員会	9	-	7	-	2	-	-	-	-	-	-
固定資産評価審査委員会	2	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-
外国語大学	2	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-
看護大学	6	-	2	-	4	-	-	-	-	-	-
区選挙管理委員会	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-

市民病院機構	6	4	1	-	1	-	-	-	-	-	-
合計	1,057	231	676	11	139	15	1	1	2	2	8

## 注意

- 1 処理状況の文書の不存在等 139 件のうち、97 件は対象文書が存在しなかったもの、42 件は請求が取り下げられたものです。

## 神戸市公告第247号

神戸市個人情報保護条例（平成9年10月条例第40号）第37条の規定により、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの個人情報保護制度の各実施機関における運用状況を次のとおり公表します。

令和4年11月8日

神戸市長 久元喜造

## 1 個人情報の開示請求及び審査請求の状況

実施機関	個人情報の開示請求の状況							審査請求の状況						
	請求 件数	請求書によるもの				口頭によるもの		請求 件数	処理状況					
		処理状況				実施機関が あらかじめ 定めた個人 情報を取り 扱う事務の 数	請求 件数		請求 件数	認 容	一 部 認 容	棄 却	却 下	取 下 げ 等
		開示	部分 開示	非 開示	文書 の不 存在 等									
市長	186	101	59	1	25	8	-	7	-	-	5	-	-	
議会の議長	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
水道事業管理者	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
交通事業管理者	2	-	2	-	-	4	-	-	-	-	-	-	-	
消防長	17	7	10	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	
教育委員会	16	2	8	-	6	6	935	-	-	-	-	-	-	
選挙管理委員会	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
人事委員会	1	-	-	-	1	9	-	-	-	-	-	-	-	
監査委員	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
農業委員会	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
固定資産評価審査委員会	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
外国語大学	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
市民病院機構	3	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
看護大学	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	
合計	227	115	79	1	32	28	935	8	0	0	5	0	0	

## 注意

- (1) 開示請求の処理状況の文書の不存在等 32 件のうち 22 件は文書不存在、7 件は請求の取り下げ、3 件は却下です。
- (2) 実施機関があらかじめ定めた個人情報等については、口頭による開示請求に対して実施

機関が定める方法より、直ちに開示しています。

(3) 審査請求件数8件のうち3件は、令和4年3月31日現在審査中です。

2 個人情報の訂正請求及び審査請求の状況

訂正請求 1件

審査請求件数 無し

3 個人情報の利用停止請求及び審査請求の状況

利用停止請求 0件

審査請求件数 無し

---

**神戸市公告第248号**

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約に係る一般競争入札により落札者を決定したので、同令第12条及び神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号）第27条の12の規定により、次のとおり公告します。

令和4年11月8日

神戸市長 久元喜造

1 特定役務の名称及び数量

神戸市下水道施設・設備情報システム再構築業務 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

神戸市建設局下水道部経営管理課

神戸市中央区磯辺通3丁目1番7号

3 落札者を決定した日

令和4年9月22日

4 落札者の氏名及び住所

三菱電機株式会社 兵庫支店

支店長 山田 直彦

神戸市中央区浪花町59番地

5 落札金額

59,090,000円

6 落札者を決定した手続

総合評価落札方式一般競争入札

7 入札の公告日

令和4年5月20日

---

**神戸市公告第249号**

次の開発区域（工区）の全部について開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭

和43年法律第100号) 第36条第3項の規定により公告します。

令和4年11月8日

神戸市長 久元喜造

- 1 開発区域(工区)に含まれる地域の名称  
神戸市垂水区泉が丘5丁目1359番1、1364番3
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
大阪市北区角田町8番1号  
大和財託株式会社  
代表取締役 藤原 正明
- 3 許可番号  
令和4年6月7日 第8053号  
(変更許可 令和4年8月31日 第2019号)  
(変更許可 令和4年10月4日 第2023号)

水道局

神戸市水道告示第25号

神戸市指定給水装置工事事業者規程(平成10年3月水道管理規程第10号)第7条の規定により次のとおり神戸市指定給水装置工事事業者の再開の届出があったので、同規程第10条の規定により告示する。

令和4年11月8日

神戸市水道事業管理者 山本泰生

指定番号	名称	所在地	代表者	再開年月日
70439	有限会社山口 設備工業	伊丹市野間北1丁目11番7号	山口 主税	令和4年9月 26日

教育委員会

神戸市立学校施設目的外使用規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年10月24日

神戸市教育委員会  
教育長 長田 淳

神戸市教育委員会規則第6号

神戸市立学校施設目的外使用規則の一部を改正する規則

神戸市立学校施設目的外使用規則（昭和42年10月教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(用語の定義) 第2条 [略] 2 [略] 3 この規則において「 <u>学校施設開放事業</u> 」とは、 <u>学校教育上支障がない範囲で、学校施設を市民の利用に供することにより、市民の健康増進、文化及び教養の向上に資するとともに、学校施設を生涯学習の拠点とすることを目的として行われる文化活動、スポーツ活動及び地域貢献事業等をいう。</u>	(用語の定義) 第2条 [略] 2 [略]

4 この規則において「学校施設開放運営委員会」とは、学校施設開放事業の実施主体として、地域の団体の代表等で構成される組織をいう。

5 この規則において「神戸市学校体育施設予約システム」とは、学校施設開放事業において、学校施設開放運営委員会による運営のほか、インターネットを介して学校施設の空き状況の確認、使用の申込み等学校施設の使用に関する事務を電子計算機により自動的に処理するシステムをいう。

(使用許可の条件)

第3条 [略]

2 前項に掲げるもののほか、学校施設の目的外使用は、学校施設開放事業において使用する場合に許可することができる。

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当すると教育長が認める場合は、使用を許可しない。

(1)～(4) [略]

(使用料の免除・後納)

第6条 [略]

2 前項に掲げるもののほか、第3条第2項に規定する許可を受けた

(使用許可の条件)

第3条 [略]

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当すると教育長が認める場合は、使用を許可しない。

(1)～(4) [略]

(使用料の免除・後納)

第6条 [略]



者が使用するとき、申請に基づき免除することができる。

3 [略]

(使用料の不還付)

第7条 次の各号のいずれかに該当する場合を除くほか、既納の使用料は、還付しない。

(1) [略]

(2) 第13条第1項第2号に規定する使用許可の撤回による時。

(神戸市学校体育施設予約システムの利用者登録の申請)

第8条 神戸市学校体育施設予約システムを利用して使用の許可を受けようとする団体は、次に掲げる要件を満たしていることを示した申請書を教育長に提出し、あらかじめ登録を受けるものとする。

(1) 3人以上で構成される団体であり、かつ、その代表者が満18歳以上の者(高校生を除く。)であること。

(2) 当該団体の構成員の半数以上が、市内に在住、在勤又は在学する者であること。

(3) 当該団体が、学校施設開放事業の趣旨に沿った活動を行う団体であること。

第9条、第10条 [略]

2 [略]

(使用料の不還付)

第7条 次の各号のいずれかに該当する場合を除くほか、既納の使用料は、還付しない。

(1) [略]

(2) 第12条第1項第2号に規定する使用許可の撤回による時。

第8条、第9条 [略]

(使用許可事項の変更)

第11条 使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、許可書に記載した事項を変更しようとするときは、第9条の規定に準じて教育長の許可を受けなければならない。

2 [略]

(使用者・利用者の遵守事項)

第12条 使用者その他学校施設を利用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用許可を受けた目的以外の用途に使用しないこと。
- (2) 使用許可を受けた学校施設以外に立ち入らないこと。
- (3) 火災及び盗難の防止に努め、危険な行為を行わないこと。
- (4) 学校運営に支障を生じる行為をしないこと。
- (5) 附属設備の設置、移動及び撤去は、原則として使用者において行うこと。
- (6) 会場の準備、原状回復及び退室は、すべて許可された使用時間内において行うこと。

(使用許可事項の変更)

第10条 使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、許可書に記載した事項を変更しようとするときは、第8条の規定に準じて教育長の許可を受けなければならない。

2 [略]

(使用者・利用者の遵守事項)

第11条 使用者その他学校施設を利用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用前に許可書を当該校園長に提示し、よく打ち合わせを行うこと。
- (2) 学校内の物件を校外に持ち出さないこと。
- (3) 学校内に物件を搬入しようとするときは、あらかじめ当該校園長の許可を受けること。
- (4) 使用許可を受けた施設設備以外を使用しないこと。
- (5) 許可なく飲食喫煙しないこと。
- (6) 下足を用いる場所以外で下足を用いないこと。

(7) 前各号に掲げるもののほか、校  
園長その他係員の指示に従うこ  
と。

(7) 準備及びあと始末は、使用を  
許可された時間内に原則として  
使用者が行うこと。

(8) 許可なく学校内において物品  
の販売、寄附の募集、宣伝等を  
行わないこと。

(9) 許可なくポスターの貼付、ビ  
ラの配布、旗幕の掲揚懸垂等を  
行わないこと。

(10) 使用者の主催する行事集会に  
関し、火災及び盗難の防止、他  
人に迷惑をかけるおそれがある  
者に対する入場の拒否、必要に  
応じた十分な整理員の配備等秩  
序維持のために必要な注意を払  
うこと。

(11) 校園長その他係員の指示に従  
うこと。

第13条～第15条 [略]

(学校施設開放事業)

第16条 学校施設開放事業におい  
て、学校施設を使用する場合は、  
第9条から第11条まで及び前条の  
規定は適用しない。

2 [略]

第17条 [略]

第12条～第14条 [略]

(学校施設開放事業)

第15条 学校開放事業に関するこ  
とについては、この規則を適用しな  
い。

2 [略]

第16条 [略]

様式1号から様式4号までを次のように定める。

様式第1号

太枠内に記入してください。

神戸市立学校施設目的外使用許可申請書

受付番号 No.

年 月 日

神戸市教育長あて

申請者

住所：〒

職業又は団体名：

氏名（代表者）：

電話番号：

下記の通り、学校施設使用の許可を申請いたします。

なお、申請者は、神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱（平成22年5月26日市長決定）【裏面抜粋記載】第4条第1項第3号又は第6号に掲げる者が同要綱第5条各号に掲げる事項のいずれにも該当しないことを誓約いたします。また、上記事実の確認のため、申請者の個人情報警察等関係機関に提供されることがあることを承諾します。

Table with 2 columns: Field Name and Content. Fields include: 使用学校園 (神戸市立 学校・幼稚園), 行事名, 使用目的, 使用中の責任者 (住所, 氏名, 電話), 使用日時 (月 日 (曜日) (午前・午後) 時 分 ~ (午前・午後) 時 分), 使用施設 (講堂 体育館 家庭科教室 普通教室 (室) 校庭 その他 ()), 特別設備 (有・無), 使用物件 (有・無 (机: 脚、椅子: 脚、その他: )), 参集人員 (約 名 (参集者の内容: )), 使用料免除申請 (神戸市立学校施設目的外使用規則第6条第1項 □第1号 □第2号 □第3号に該当)

※以下、学校園使用欄

上記申請について、当校園において支障ありません。

年 月 日

神戸市立 学校・幼稚園 学校（園）長 氏名

※以下、教育委員会使用欄

Table with 2 columns: Field Name and Content. Fields include: 使用区分 (平日 土曜 日曜 祝日 / 午前 午後 夜間 午前・午後 午後・夜間 終日), 使用料 (円 使用料免除 有(第1・2・3号) 無), 納入通知書番号 (No. 調定(発行)日 月 日 納期限 月 日), 備考, 上記申請について、使用の許可及び使用料を徴収・免除してよろしいか。 (決裁 年 月 課長 係長 担当 日), 分類 (年保存)

様式第2号

この許可書は使用時に学校（園）長に提示してください。

神戸市立学校施設目的外使用許可書

受付番号 No.

年 月 日

神戸市教育長あて

申請者

住 所：〒.....

職業又は団体名：.....

氏名（代表者）：.....

電 話 番 号：.....

下記の通り、学校施設使用の許可を申請いたします。

なお、申請者は、神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱（平成22年5月26日市長決定）【裏面抜粋記載】第4条第1項第3号又は第6号に掲げる者が同要綱第5条各号に掲げる事項のいずれにも該当しないことを誓約いたします。また、上記事実の確認のため、申請者の個人情報警察等関係機関に提供されることがあることを承諾します。

使用学校園	神戸市立	学校・幼稚園
行 事 名		
使 用 目 的		
使用中の責任者	住所： 氏名：	電話：
使用日時	月 日（曜日）（午前・午後）時 分～（午前・午後）時 分	
使用施設	講堂 体育館 家庭科教室 普通教室（室） 校庭 その他（）	
特別設備	有・無	
使用物件	有・無（机： 脚、椅子： 脚、その他： ）	
参集人員	約 名（参集者の内容： ）	
使用料免除申請	神戸市立学校施設目的外使用規則第6条第1項 <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号に該当	

上記申請について、使用を許可いたします。

また、使用にあたり、下記に使用料の記載がある場合は納期限までに納めてください。

年 月 日

神戸市教育長

印

使用区分	平日 土曜 日曜 祝日 / 午前 午後 夜間 午前・午後 午後・夜間 終日
	使 用 料 円
納入通知書番号	No. 調定（発行）日 月 日 納 期 限 月 日
使用条件	

（不服申立の教示）この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に神戸市長に対して審査請求をすることができる。

（取消訴訟の提起に関する事項の教示）この処分に対する取消しの訴えは、処分があったことを知った日（審査請求をした場合は当該審査請求に対する神戸市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に神戸市（訴訟において神戸市を代表する者は、神戸市教育委員会 代表者 教育長）を被告として提起することができる。

様式第3号

この報告書は学校（園）にて保存してください。

## 神戸市立学校施設目的外使用許可通知書 兼 使用状況報告書（学校控）

受付番号 No.

年 月 日

神戸市教育長あて

申請者

住 所：〒

職業又は団体名：

氏名（代表者）：

電 話 番 号：

下記の通り、学校施設使用の許可を申請いたします。

なお、申請者は、神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱（平成22年5月26日市長決定）【裏面抜粋記載】第4条第1項第3号又は第6号に掲げる者が同要綱第5条各号に掲げる事項のいずれにも該当しないことを誓約いたします。また、上記事実の確認のため、申請者の個人情報警察等関係機関に提供されることがあることを承諾します。

使用学校園	神戸市立	学校・幼稚園
行 事 名		
使 用 目 的		
使用中の責任者	住所：	電話：
	氏名：	
使用日時	月 日（曜日）	（午前・午後） 時 分～（午前・午後） 時 分
使用施設	講堂 体育館 家庭科教室 普通教室（室） 校庭 その他（）	
特別設備	有・無	
使用物件	有・無（机： 脚、椅子： 脚、その他： ）	
参集人員	約 名（参集者の内容： ）	
使用料免除申請	神戸市立学校施設目的外使用規則第6条第1項 <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号に該当	

上記使用を許可しましたので、通知いたします。

年 月 日 神戸市教育長

（公印省略）

使用日	校長	教頭	係
年 月 日			
使用状況	施設損傷等：有（ ）・無（使用状況の詳細）		
主たる事務従事者	住所	氏名	
従たる事務従事者	住所	氏名	

※この報告書は学校（園）にて保存し、次葉を教育委員会へ提出してください。

様式第4号

この報告書は教育委員会へ提出してください。

神戸市立学校施設目的外使用状況報告書

受付番号 No.

年 月 日

神戸市教育長あて

申請者

住 所：〒 .....

職業又は団体名： .....

氏名（代表者）： .....

電 話 番 号： .....

下記の通り、学校施設使用の許可を申請いたします。

なお、申請者は、神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱（平成22年5月26日市長決定）【裏面抜粋記載】第4条第1項第3号又は第6号に掲げる者が同要綱第5条各号に掲げる事項のいずれにも該当しないことを誓約いたします。また、上記事実の確認のため、申請者の個人情報警察等関係機関に提供されることがあることを承諾します。

使用学校園	神戸市立 学校・幼稚園
行 事 名	
使 用 目 的	
使用中の責任者	住所： 氏名： 電話：
使用日時	月 日（曜日）（午前・午後）時 分～（午前・午後）時 分
使用施設	講堂 体育館 家庭科教室 普通教室（室） 校庭 その他（）
特別設備	有・無
使用物件	有・無（机： 脚、椅子： 脚、その他：）
参集人員	約 名（参集者の内容：）
使用料免除申請	神戸市立学校施設目的外使用規則第6条第1項 <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号に該当

下記の通り使用状況を報告いたします。

神戸市教育長 様

神戸市立 学校（園）長

使用日	年 月 日	
使用状況	施設損傷等：有（ ）・無（使用状況の詳細）	
主たる事務従事者	住所	氏名
従たる事務従事者	住所	氏名

※この報告書を教育委員会へ提出してください。

## 附 則

## (施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

## (経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に学校施設開放事業の実施のためになされた使用許可及び当該使用許可に係る使用料については、令和5年3月31日までの間は、この規則による改正後の神戸市立学校施設目的外使用規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現に存する改正前の様式による申請書等は、改正後の神戸市立学校施設目的外使用規則の様式による申請書等とみなして、当分の間、なお使用することができる。